

第24期

学校法人 東京薬科大学評議員選任

実施要領

令和5(2023)年5月15日

学校法人 東京薬科大学
評議員選任管理委員会

目 次

I.	公 告	1 ページ
	I. 卒業生評議員の選任について	2 ページ
II.	II. 群区表 (A 群区、B 群区)	3 ページ
	III. 群区表 (C 群区、D 群区)	4 ページ
III.	IV. 直接選挙制による卒業生評議員の選任までの手順	5 ページ
	V. 前回の評議員選任との変更点	5 ページ
IV.	VI. まとめ	6 ページ
	VII. 本学を卒業した者で、卒業生評議員選挙から除く者	7 ページ
V.	VIII. 卒業生評議員立候補取扱要項	8 ページ
	(以下4点は立候補の届出に必要な書類です。 締切：7月12日(水)17時必着)	
VI.	1. 卒業生評議員立候補届	11 ページ
	2. 推薦書貼付台紙	13 ページ
VII.	3. 推薦書	15 ページ
	4. 卒業生評議員立候補届に係る連絡先届書	17 ページ
VIII.	IX. 評議員選任関係規程《抜粋》	19 ページ
	1. 学校法人東京薬科大学寄附行為	19 ページ
IX.	2. 学校法人東京薬科大学寄附行為施行細則	21 ページ
	3. 学校法人東京薬科大学評議員選任規則	24 ページ
	4. 学校法人東京薬科大学評議員選任管理規程	26 ページ

※規定に定めのない事項については、評議員選任管理委員会の決するところによるものとします。

※本実施要領における卒業生は寄附行為施行細則第8条第2項の該当者(7ページに記載)を除く者
とします。

※評議員選挙の期間中は、関連情報について逐次東京薬科大学ホームページ*に掲載します。

※卒業生の方には令和5(2023)年8月下旬に「投票用紙」を郵送します。「卒業生評議員立候補者名簿
等」は東京薬科大学ホームページ*に掲載します。

* 東京薬科大学ホームページ (<https://www.toyaku.ac.jp/>) 「卒業生の方」ページに

第24期評議員選挙に関するページへのリンクを設けます(P.5参照)。

公 告

令和5(2023)年5月15日

学校法人 東京薬科大学
評議員選任管理委員会
委員長 小杉 義幸
委員 鈴木 俊也
委員 渡邊 方乃

学校法人東京薬科大学寄附行為第25条第1項第5号に基づく評議員(卒業生評議員)の選任を下記のとおり実施する。

記

1. 学校法人東京薬科大学寄附行為施行細則第7条第1項による
一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会理事会からの推薦

令和5(2023)年6月5日(月)締切

2. 学校法人東京薬科大学寄附行為施行細則第7条第2項による選任

- 1) 立候補の届出 令和5(2023)年7月12日(水)17時必着
- 2) 投票期間 令和5(2023)年8月21日(月)～9月20日(水)
- 3) 開票日 令和5(2023)年9月27日(水)

以上

I. 卒業生評議員の選任について

はじめに

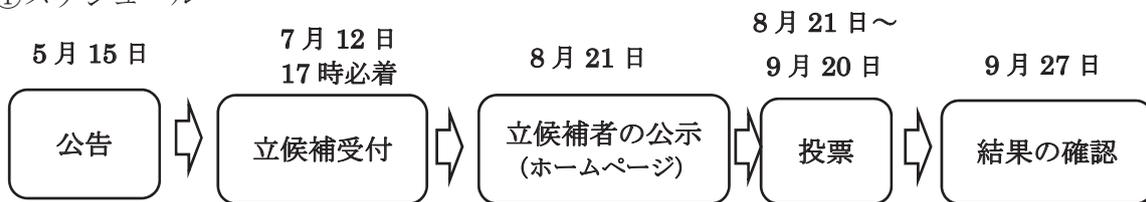
現第23期評議員の任期は、令和5(2023)年10月13日をもって満了となります。学校法人東京薬科大学評議員選任管理規程に基づき、第24期評議員の選出を行う評議員選任管理委員3名(小杉義幸(大21回薬男卒)、鈴木俊也(大33回薬男卒)、渡邊方乃(大27回薬女卒))が、理事長から推薦され、令和5(2023)年3月19日の評議員会において承認されました。その後、同年3月30日に第1回評議員選任管理委員会を開催し、委員長に小杉義幸が選出、評議員選任に向けてスタートしました。関係規則に則り、厳粛に進めてまいります。

(1). 推薦制(選任定数3人)の仕組みについて

「一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会」理事会から推薦された者男女各1人以上を含む3人を選任する。

(2). 直接選挙制(選任定数12人)の仕組みについて

①スケジュール



②評議員に立候補を希望する卒業生は、評議員選任管理委員会に立候補届出を行う。

③評議員選任管理委員会は、当該立候補者が卒業生評議員の資格を有することを確認後、「卒業生評議員立候補者名簿」を東京薬科大学ホームページに掲載する。

④選挙権を有する卒業生(P.6参照)に投票用紙を送付する。

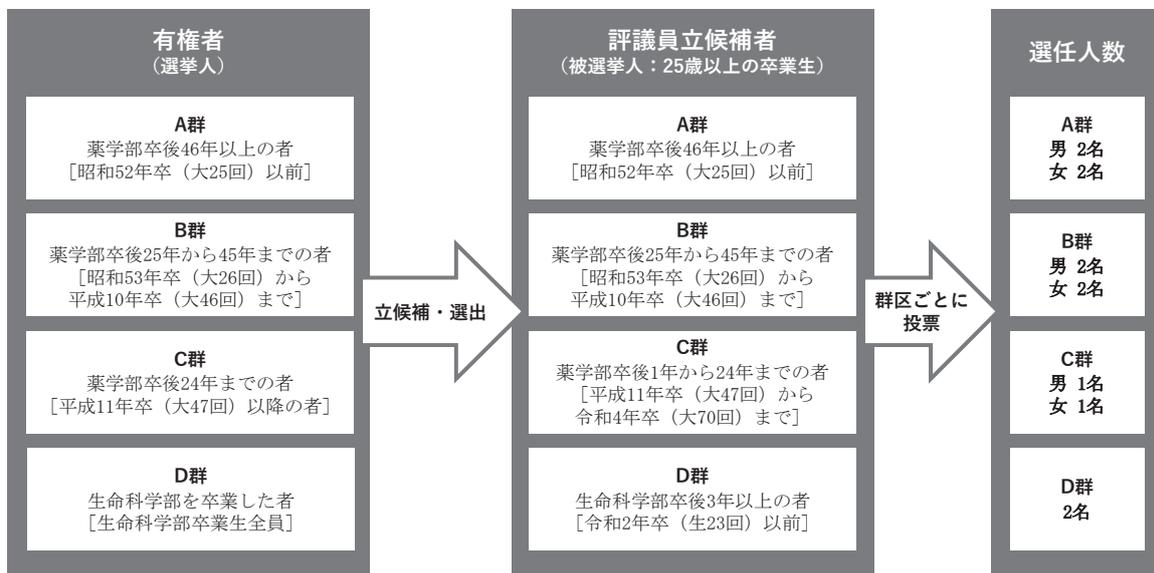
⑤選挙権を有する卒業生は自分の属する群区をP3、4「II、III. 群区表」で確認し、この名簿の中から、自分が属している同群区内で評議員に相応しい者を選び、投票用紙を評議員選任管理委員会宛てに返送する。

⑥選任定数

A群：男2人・女2人、B群：男2人・女2人、C群：男1人・女1人、D群：2人

⑦卒業生評議員の決定

群区内における投票により、その得票数の多い者が、卒業生評議員となる。



II. 群区表(A 群区、B 群区)

群	<薬学部 男子部>		<薬学部 女子部>		選任定数
	回数	卒業年	回数	卒業年	
A 群 区	専1~13	大正9年~昭和7年			男 女 2人 2人
	専14	昭和08年卒	専1	昭和08年卒	
	専15	昭和09年卒	専2	昭和09年卒	
	専16	昭和10年卒	専3	昭和10年卒	
	専17	昭和11年卒	専4	昭和11年卒	
	専18	昭和12年卒	専5	昭和12年卒	
	専19	昭和13年卒	専6	昭和13年卒	
	専20	昭和14年卒	専7	昭和14年卒	
	専21	昭和15年卒	専8	昭和15年卒	
	専22	昭和16年卒(3月)	専9	昭和16年卒(3月)	
	専23	昭和16年卒(12月)	専10	昭和16年卒(12月)	
	専24	昭和17年卒	専11	昭和17年卒	
	専25	昭和18年卒	専12	昭和18年卒	
	専26	昭和19年卒	専13	昭和19年卒	
	専27	昭和20年卒	専14	昭和20年卒	
			専15	昭和21年卒	
	専28	昭和22年卒	専16	昭和22年卒	
	専29	昭和23年卒	専17	昭和23年卒	
	専30	昭和24年卒	専18	昭和24年卒	
	専31	昭和25年卒	専19	昭和25年卒	
	専32	昭和26年卒	専20	昭和26年卒	
	大1	昭和28年卒	大1	昭和28年卒	
	大2	昭和29年卒	大2	昭和29年卒	
	大3	昭和30年卒	大3	昭和30年卒	
	大4	昭和31年卒	大4	昭和31年卒	
大5	昭和32年卒	大5	昭和32年卒		
大6	昭和33年卒	大6	昭和33年卒		
大7	昭和34年卒	大7	昭和34年卒		
大8	昭和35年卒	大8	昭和35年卒		
大9	昭和36年卒	大9	昭和36年卒		
大10	昭和37年卒	大10	昭和37年卒		
大11	昭和38年卒	大11	昭和38年卒		
大12	昭和39年卒	大12	昭和39年卒		
大13	昭和40年卒	大13	昭和40年卒		
大14	昭和41年卒	大14	昭和41年卒		
大15	昭和42年卒	大15	昭和42年卒		
大16	昭和43年卒	大16	昭和43年卒		
大17	昭和44年卒	大17	昭和44年卒		
大18	昭和45年卒	大18	昭和45年卒		
大19	昭和46年卒	大19	昭和46年卒		
大20	昭和47年卒	大20	昭和47年卒		
大21	昭和48年卒	大21	昭和48年卒		
大22	昭和49年卒	大22	昭和49年卒		
大23	昭和50年卒	大23	昭和50年卒		
大24	昭和51年卒	大24	昭和51年卒		
大25	昭和52年卒	大25	昭和52年卒		

群	<薬学部 男子部>		<薬学部 女子部>		選任定数
	回数	卒業年	回数	卒業年	
B 群 区	大26	昭和53年卒	大26	昭和53年卒	男 女 2人 2人
	大27	昭和54年卒	大27	昭和54年卒	
	大28	昭和55年卒	大28	昭和55年卒	
	大29	昭和56年卒	大29	昭和56年卒	
	大30	昭和57年卒	大30	昭和57年卒	
	大31	昭和58年卒	大31	昭和58年卒	
	大32	昭和59年卒	大32	昭和59年卒	
	大33	昭和60年卒	大33	昭和60年卒	
	大34	昭和61年卒	大34	昭和61年卒	
	大35	昭和62年卒	大35	昭和62年卒	
	大36	昭和63年卒	大36	昭和63年卒	
	大37	平成01年卒	大37	平成01年卒	
	大38	平成02年卒	大38	平成02年卒	
	大39	平成03年卒	大39	平成03年卒	
	大40	平成04年卒	大40	平成04年卒	
	大41	平成05年卒	大41	平成05年卒	
	大42	平成06年卒	大42	平成06年卒	
	大43	平成07年卒	大43	平成07年卒	
大44	平成08年卒	大44	平成08年卒		
大45	平成09年卒	大45	平成09年卒		
大46	平成10年卒	大46	平成10年卒		

※本学の学部・大学院の両方を卒業・修了した方は、学部の卒業時点をもって、上表の区分に適用します。
 ※本学の学部を卒業せず本学の大学院各課程を修了した方については、評議員選任管理委員会事務局までお問い合わせください。

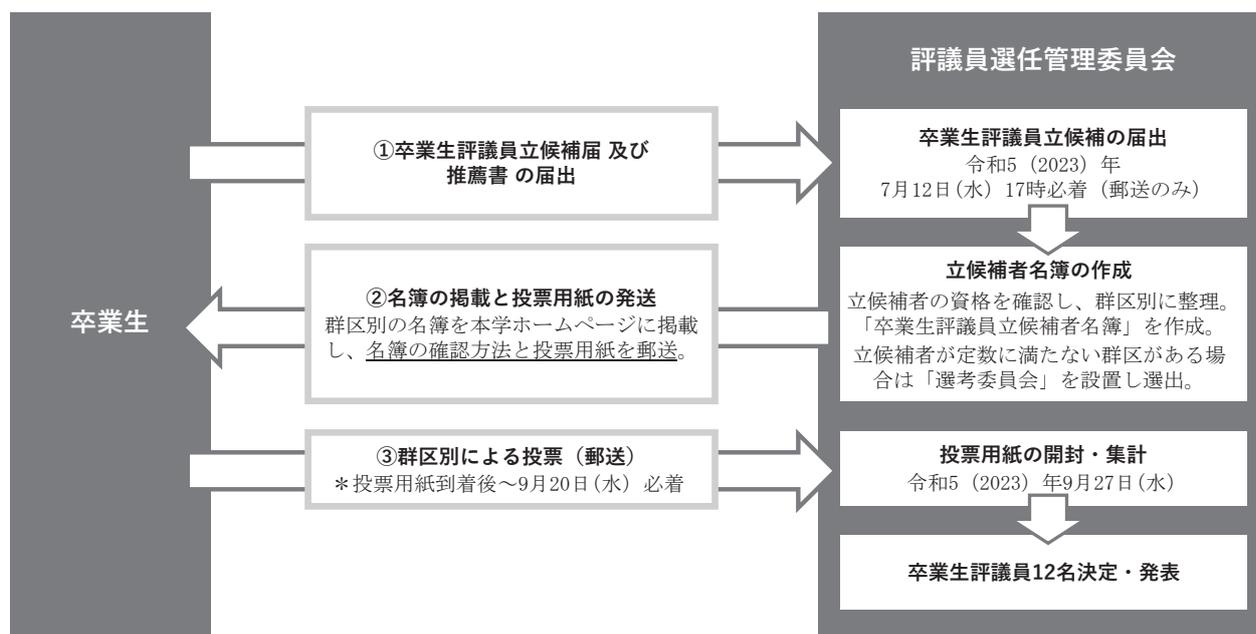
Ⅲ. 群区表(C 群区、D 群区)

群	<薬学部 男子部>		<薬学部 女子部>		選任定数
	回数	卒業年	回数	卒業年	
C 群 区	大47	平成11年卒	大47	平成11年卒	男女 1人 1人
	大48	平成12年卒	大48	平成12年卒	
	大49	平成13年卒	大49	平成13年卒	
	大50	平成14年卒	大50	平成14年卒	
	大51	平成15年卒	大51	平成15年卒	
	大52	平成16年卒	大52	平成16年卒	
	大53	平成17年卒	大53	平成17年卒	
	大54	平成18年卒	大54	平成18年卒	
	大55	平成19年卒	大55	平成19年卒	
	大56	平成20年卒	大56	平成20年卒	
	大57	平成21年卒	大57	平成21年卒	
	大58	平成22年卒	大58	平成22年卒	
	大59	平成23年卒	大59	平成23年卒	
	大60	平成24年卒	大60	平成24年卒	
	大61	平成25年卒	大61	平成25年卒	
	大62	平成26年卒	大62	平成26年卒	
	大63	平成27年卒	大63	平成27年卒	
	大64	平成28年卒	大64	平成28年卒	
	大65	平成29年卒	大65	平成29年卒	
	大66	平成30年卒	大66	平成30年卒	
	大67	平成31年卒	大67	平成31年卒	
大68	令和2年卒	大68	令和2年卒		
大69	令和3年卒	大69	令和3年卒		
大70	令和4年卒	大70	令和4年卒		
大71	令和5年卒	大71	令和5年卒		

群	<生命科学部>		選任定数
	回数	卒業年	
D 群 区	生1	平成10年卒	2人
	生2	平成11年卒	
	生3	平成12年卒	
	生4	平成13年卒	
	生5	平成14年卒	
	生6	平成15年卒	
	生7	平成16年卒	
	生8	平成17年卒	
	生9	平成18年卒	
	生10	平成19年卒	
	生11	平成20年卒	
	生12	平成21年卒	
	生13	平成22年卒	
	生14	平成23年卒	
	生15	平成24年卒	
	生16	平成25年卒	
	生17	平成26年卒	
	生18	平成27年卒	
	生19	平成28年卒	
	生20	平成29年卒	
	生21	平成30年卒	
	生22	平成31年卒	
	生23	令和2年卒	
	生24	令和3年卒	
	生25	令和4年卒	
	生26	令和5年卒	

※本学の学部・大学院の両方を卒業・修了した方は、学部の卒業時点をもって、上表の区分に適用します。
 ※本学の学部を卒業せず本学の大学院各課程を修了した方については、評議員選任管理委員会事務局までお問い合わせください。

IV. 直接選挙制による卒業生評議員の選任までの手順



*東京薬科大学ホームページ (<https://www.toyaku.ac.jp/>)

「卒業生の方」ページに**第24期評議員選**の告知ページを掲載します。



V. 前回の評議員選任との変更点

選任方法については、特に変更はありません。

VI. まとめ

立候補	立候補者	<p>① 立候補できる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の卒業生で、令和5（2023）年5月15日（月）現在で25歳以上の者であり、かつ、自身が属する群区内の学部卒業後年数の要件を満たし、卒業生10人以上の推薦書がある者 <p>②立候補できない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法人の職員 ・推薦制（東薬会理事会推薦）による被推薦者 ・成年被後見人又は被保佐人 ・禁錮以上の刑に処せられた者
	推薦人	<p>①推薦人になれる者(推薦できるのは1人である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立候補者と同一群区に属する者 <p>②推薦人になれない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立候補者 ・本法人の職員 ・推薦制(東薬会理事会推薦)による被推薦者
投票	選挙権	<p>①選挙権を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②の者を除く卒業生全員 <p>②選挙権を有さない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法人の職員 ・推薦制（東薬会理事会推薦）による被推薦者
	投票	選挙人は、自分が属する群区内の立候補者を評議員立候補者名簿の中から、男女の区分なく投票する。

※選考委員会：卒業生評議員に立候補する届出がない場合、又は届出数が定員を欠く場合は、選考委員会が設置されます。（評議員選任規則第10条参照）

Ⅶ. 本学を卒業した者で、卒業生評議員選挙から除く者

① 寄附行為施行細則第8条第2項の該当者

本項目については郵送でお送りしている実施要領を参照してください。

② 寄附行為施行細則第7条第1項の該当者

一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会理事会からの推薦者は、結果が分かり次第、東京薬科大学ホームページに掲載する。

VIII. 卒業生評議員立候補取扱要項

1. 評議員の任期開始日 令和5(2023)年10月14日

私立学校法改正により、任期は令和9(2027)年4月1日以後、最初に招集される定時評議員会の終結の時を以て終了する。

私立学校法の改正について(令和5年改正)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html

2. 立候補資格

次の要件をすべて満たしている者

- (1) 東京薬科大学又はその前身たる東京薬学専門学校、東京薬学専門学校女子部及び東京薬学
校を卒業し、この法人の職員でない者。また、推薦制による被推薦者になっていない者。
- (2) 年齢25歳以上の者(令和5(2023)年5月15日現在)
- (3) 自身が属する群区の学部卒業後年数を満たしている者
- (4) 立候補者と同群区に属する卒業生10名以上の推薦を受けている者

なお、次のいずれかに該当する者は立候補できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 満25歳未満の者

3. 推薦人資格

(ア) 推薦人になれる者(推薦できるのは1人の立候補者のみである)

- ・立候補者と同群区に属する者であれば、男女に関係なく推薦人になれる。

(イ) 推薦人になれる者

- ・立候補者、本法人の職員及び推薦制による被推薦者

4. 応募締切

令和5(2023)年7月12日(水) 17時必着

5. 立候補手続き

立候補者は、次の必要書類を揃えて、郵送(簡易書留、書留又はレターパックプラス)にて、提出してください。

- (1) 卒業生評議員立候補届 1通(P.11)
- (2) 推薦書貼付台紙(推薦書が10通以上貼付してあるもの) 1通(P.13)
- (3) 卒業証明書 1通

※ 卒業証明書の発行手続方法は、本学ホームページの「卒業生の方」から「証明書の発行」をご覧ください。薬学事務課(042-676-5892)又は、生命科学事務課(042-676-8792)までお問い合わせください。なお、発行手数料がかかります。

- (4) 卒業生評議員立候補届に係る連絡先届書 1通(P.17)

6. 卒業生評議員立候補者資格確認の通知

【卒業生評議員立候補届】締切後に開催する評議員選任管理委員会で立候補者としての資格を確認し、結果を本人に通知します。

7. 【卒業生評議員立候補届】と【推薦書】の公表について

卒業生評議員への立候補のため提出された【卒業生評議員立候補届】および【推薦書】は、そのまま電子化し、卒業生（選挙人）に向けて本学ホームページに掲載します。なお、希望者には郵送します。

8. 【卒業生評議員立候補者名簿】の作成について

評議員選任管理委員会は卒業生評議員立候補者を群区に分け、【卒業生評議員立候補者名簿】を作成します。なお、名簿は、氏名、卒業学部、卒業年、卒業回、現職名を卒業回数順の氏名50音順に作成するとともに、卒業生（選挙人）に向けて本学ホームページに掲載します（閲覧方法に際しては投票用紙とともに告知します）。なお、希望者には郵送します。

9. その他の注意事項について

- (1) 所信欄には、宗教、差別的な表現及び特定な政治活動等の記載はできません。
- (2) 万一記載漏れ等により書類が不備な場合には、受付しかねる場合もありますのでご注意ください。
- (3) 応募締切後に到着した書類については受付できませんので、余裕をもってご提出ください。
- (4) 提出された関係書類は返却致しませんのでご了承ください。
- (5) 評議員選任管理委員会より本人の意思確認をさせていただく場合があります。
なお、その際は、評議員選任管理委員会からご本人へご連絡をし、改めてご本人から折り返し、ご連絡をいただくことで、評議員選任管理委員会からの確認とさせていただきます。
- (6) 立候補者は、正当な理由がなければ立候補を取り下げることにはできません。

10. 問合せ先・書類送付・提出先

〒192-0392 東京都八王子市堀之内1432-1
学校法人東京薬科大学 総務部総務課内
評議員選任管理委員会事務局
電話：042-676-6702（月曜～金曜日8:45～17:00（祝日を除く））
E-mail：senkyo24@toyaku.ac.jp

「卒業生評議員立候補届」は、電子ファイルにより入力、出力（印刷）して作成することも可能です。ただし、作成した立候補届を電子メールで提出することはできません。必ず**簡易書留、書留又はレターパックプラスにて郵送**してください。電子ファイルの使用を希望される方は、評議員選任管理委員会事務局まで、次の事項を記載の上、メールにてお申し込みください。

- ・宛先：senkyo24@toyaku.ac.jp
- ・件名：卒業生評議員立候補届電子ファイル希望
- ・必要事項：氏名、卒業学部、卒業回、卒業年、住所、電話番号、E-mailアドレス

卒業生評議員立候補届

令和5(2023)年5月15日現在

✂
切り取り線
✂

本頁の電子データをご希望される場合には
評議員選任管理委員会事務局までご連絡をお願いいたします。

【推薦書貼付台紙】

✂
切り取り線
✂

本頁の様式については
郵送しております実施要領(冊子版)をご利用ください。

注:この推薦書貼付台紙は立候補者1人に対して1枚に限ります。(11人以上の推薦書を貼付する場合は、裏面をご利用ください。ただし、裏面は公表されません) 記名・押印のない場合は無効となります。

【推薦書】

推薦書は記入・押印の上、推薦する卒業生評議員立候補者へ
切り取ってお渡してください

推薦書については
郵送しております実施要領(冊子版)を
ご利用ください

注：必要事項への記入・押印のない場合は、無効となります。

※ 推薦人についての注意（推薦できるのは1人です）

- ①推薦人は、立候補者と同群区分に属する者で、卒業学部、男女は問いません。
- ②C 群区または D 群区に属している立候補者の推薦人は、令和5(2023)年5月15日現在、25歳未満の者もなることができます。
- ③推薦人になれない者
立候補者と、本法人の職員及び推薦制(一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会理事会からの推薦)によって既に被推薦者になっている者。
- ④立候補者のご家族の方が推薦人となる場合には、立候補者とは異なる印鑑をご使用ください。また、ご家族のうち複数の方が、推薦人になる場合には、それぞれ異なる印鑑をご使用ください。
- ⑤「推薦書」の被推薦者(卒業生評議員立候補者)及び推薦人の記名、押印漏れがないかご確認ください。

卒業生評議員立候補届に係る連絡先届書

✂
切り取り線
✂

記入用紙については
郵送にてお届けしている実施要領(冊子版)をご確認ください。

IX. 評議員選任関係規程

1. 学校法人東京薬科大学寄附行為《抜粹》

令和5年1月10日改正

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の定数の役員を置く。

(1) 理事 12人以上14人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において理事総数(以下理事の現員数を表す。)の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

3 理事のうち1人を、理事会において理事総数の過半数の議決により副理事長に選任することができる。副理事長の職を解任するときも同様とする。

4 理事(理事長、副理事長を除く。)のうち3人以内を常務理事とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

5 監事のうち1人を、理事会において理事総数の過半数の議決により常任監事とすることができる。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長

(2) 学部長

(3) 事務局長

(4) 評議員のうちから事務職員及び学識経験者評議員以外の評議員により選任した者 7人

(5) 学識経験者のうち理事会において選任した者 1人以上3人以内

2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する理事は、学長、学部長、事務局長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 第1項第5号に規定する理事は、理事会において理事総数の過半数の議決によりその職を解任することができる。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の兼職禁止)

第8条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とし、第6条第1項第5号に掲げる理事の任期は、第6条第1項第4号に掲げる理事の任期満了時までとする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。ただし、第6条第1項第4号に掲げる理事は評議員の任期満了と共に理事の職を失い、その後任は、評議員会において選任する。

～ 略 ～

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は、理事長および副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

～ 略 ～

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

～ 略 ～

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、36人以上38人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

～ 略 ～

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 残余財産の処分に関する事項
- (8) 合併
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項

～ 略 ～

第25条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 事務局長
- (4) 職員のうちから選任された者 11人
- (5) 東京薬科大学又はその前身たる東京薬学専門学校、東京薬学専門学校女子部及び東京薬学校を卒業し、年齢25年以上の者で、この法人の職員でない者のうちから選任された者 15人
- (6) 学識経験者 6人以上8人以内

2 前項第1号から第4号までに規定する評議員は、学長、学部長、事務局長又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第1項第4号、第5号及び第6号に規定する評議員の選任方法は別に定める。

(任期)

第26条 評議員(第25条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

～ 略 ～

第9章 補則

～ 略 ～

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、東京薬科大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第51条 寄附行為の施行についての細則の改廃については、学校法人東京薬科大学寄附行為施行細則において定める。

～ 略 ～

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和5年1月10日)から施行する。

2. 学校法人東京薬科大学寄附行為施行細則

令和5年3月19日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人東京薬科大学寄附行為(以下「寄附行為」という。)の施行に関する事項はこの細則の定めるところによる。

第2章 理事の選任

(理事の選任)

第2条 寄附行為第6条第1項第4号の規定による理事は、寄附行為第25条第1項第1号から第6号までの規定により選任された評議員のうちから、事務職評議員及び学識経験者評議員以外の評議員により遅滞なく、選任する。選任の方法は、事務職員評議員及び学識経験者評議員以外の評議員により定める。なお、投票により決定する場合は、委任状による出席者は投票に加わることはできない。

2 寄附行為第6条第1項第5号の規定による理事(以下「学識経験者理事」という。)は、法人の運営、業務の執行について、必要な学識経験を有する者とする。

3 学識経験者理事の数は、その任期の開始当初は1人とし、以後、3人まで増員することができるものとする。なお、学識経験者理事を選任する際は、少なくとも1人を外部から登用するものとする。

4 前項でいう増員にかかる理事の選任は、評議員会の意見を聞いたうえで、理事会決議によるものとする。

第3章 評議員の選任

(選任の管理)

第3条 寄附行為第25条第1項第4号及び第5号の評議員の選任に当っては、理事長が推薦し、評議員会において承認を受けた委員若干名をもって、評議員選任管理委員会(以下「管理委員会」という。)を組織し、選任を管理する。管理委員は監事以外の者でなくてはならない。

2 管理委員会は、管理委員の互選により、委員長を定める。

3 管理委員会は、評議員選任の公告後、150日以内に、別に定める学校法人東京薬科大学評議員選任規則(以下「選任規則」という。)により、評議員の選任を完了しなければならない。

4 管理委員会は、選出された評議員の予定者について、資格の確認と本人の承諾を得たのち、評議員に選任されたことを公告し、本人に当選証書を付与する。

(職員評議員を選任する区分及び定数)

第4条 寄附行為第25条第1項第4号の規定により職員から選任される評議員(以下「職員評議員」という。)の選任の区分及び定数は次のとおりとする。

区 分		定 数
教育職員	薬学部	6人
	生命科学部	2人
事務職員		3人

(職員の定義)

第5条 寄附行為第25条第1項第4号に規定する職員とは、常勤の専任職員をいう。

(職員評議員の選挙人、被選挙人)

第6条 職員評議員に係る選挙人は、選挙公示の日において、在職している者(学長を除く。)とする。

2 職員評議員の被選挙人は、教育職員(学長及び学部長を除く。)にあつては講師以上、事務職員(事務局長を除く。)にあつては課長(課長相当者を含む。)以上で、かつ、選挙公示の日において、職員として1年以上在職し、年齢25年以上の者とする。

(卒業生評議員の選任)

第7条 寄附行為第25条第1項第5号の規定により、卒業生から選任される評議員は東京薬科大学又はその前身校を卒業した年齢25年以上の者15人とする。

(1) 一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会理事会から推薦された者 男女計3人

(2) 前号に該当する者は卒業生評議員予定者とする。

2 寄附行為第25条第1項第5号の規定により、前項に該当する者を除いた卒業生(東京薬科大学又はその前身校を卒業)で年齢25年以上の者から選任された者 12人

(卒業生評議員を選任する区分及び定数)

第8条 前第7条第2項の規定による評議員(以下「卒業生評議員」という。)の選任の区分及び定数は、次のとおりとする。

群別	定 数		区 分
	男	女	
A群	2人	2人	東京薬科大学薬学部卒業後46年以上経過している者
B群	2人	2人	東京薬科大学薬学部卒業後25年から45年までの者
C群	1人	1人	東京薬科大学薬学部卒業後1年から24年までの者
D群	2人		東京薬科大学生命科学部卒業後3年以上の者

(1) 東京薬科大学又はその前身校を卒業した者に係る区分は、卒業後の年数により上表の区分を適用するものとする。

(2) 東京薬科大学専攻科(医療薬学専攻)又は東京薬科大学大学院修士課程、博士課程前期課程(生命科学研究科に飛び級入学した者を含む。)、博士課程後期課程及び博士課程(4年制)を修了した者については、修了後の年数をもって前号の「卒業後の年数」と読み替えて上表の区分を適用するものとする。

(3) 前第2号に列記した学部、学校、専攻科、又は大学院各課程のうち複数のものを卒業又は修了した者については、そのうちもっとも早い卒業又は修了の時点をもって、「卒業後の年数」を起算するものとする。

2 東京薬科大学の専任職員は、その身分を離れるまでは本条でいう「卒業した者」から除外する。

(選任の方法)

第9条 職員評議員及び卒業生評議員の選任方法については、別に定める選任規則によるものとする。

(補欠順位の決定)

第10条 職員評議員及び卒業生評議員の選出にあたっては、その所属する区分ごとに補欠順位を決めておかなければならない。

2 評議員に欠員を生じた時は、前項で決定した順位に従って補充することができる。

3 前第2項に基づき評議員の補充をしたにもかかわらず、さらに評議員に欠員が生じ、補欠順位の者も不在となった場合は、評議員会の同意を得て理事会が定めた選任実施要領に基づき、再度該当区分における補欠順位を決め、その順位に従って補充することができる。

(学識経験者評議員の選任)

第11条 寄附行為第25条第1項第6号に規定する学識経験者とは、この法人の設置する学校の運営について高い識見を有する者とし、学識経験者評議員という。

2 学識経験者評議員の人数は、6人以上8人以内までとする。

3 前第2項のうちの3人は東京薬科大学後援会会長、学校法人東京医科大学を代表とする者、学校法人工学院大学を代表とする者とする。ただし、各々は、その地位を退いたときは、新たにその地位に就任した者が、学識経験者評議員となる。

4 前第2項のうちの3人は評議員理事決定前に評議員会において選任する。

5 前第3項及び4項以外の学識経験者評議員の選任は、理事会の推薦に基づいて、評議員会決議によるものとする。

第4章 補則

(評議員会の開催)

第12条 次期評議員が決定されたなら、評議員会は学識経験者評議員3人をすみやかに選任しなければならない。この評議員会の招集は管理委員会委員長が行う。

(理事会の開催)

第13条 評議員理事が決定されたら、理事会を開催し、すみやかに理事長を選任しなければならない。この理事会の招集は管理委員会委員長が行う。

(監事の職務)

第14条 監事は評議員選挙及び学識経験者評議員、理事、学識経験者理事及び理事長の選任が適切に行われているかを監査しなくてはならない。

(細則の改廃)

第15条 この細則の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経て行う。

附 則

この細則は、令和5年3月19日から施行する。

3. 学校法人東京薬科大学評議員選任規則

平成 31 年 3 月 13 日改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 学校法人東京薬科大学寄附行為施行細則(以下「施行細則」という。)第 3 条第 3 項及び第 9 条の規定に基づき、職員評議員及び卒業生評議員の選任方法について次のとおり定める。

第 2 章 職員評議員の選任

(職員評議員の選任)

第 2 条 施行細則第 4 条の規定による教育職員から選任される評議員の選出は、同条に定める各区分ごとに、施行細則第 6 条第 1 項に定める選挙人の投票によって行う。投票の方法は、各区分ごとに、薬学部教育職員においては 6 名以内、生命科学部教育職員においては 2 名以内の連記投票とし、それ以外の投票は無効とする。

2 施行細則第 4 条の規定による事務職員から選任される評議員の選出は、施行細則第 6 条第 1 項に定める選挙人投票によって行う。投票の方法は 3 名以内の連記投票とし、それ以外の投票は無効とする。

3 前第 1 項及び前第 2 項の規定により選出された者について、施行細則第 3 条第 4 項の手続きを経て職員評議員を選任するものとする。

第 3 章 卒業生評議員の選任

(卒業生評議員の選任)

第 3 条 施行細則第 7 条第 1 項の規定による評議員(以下「卒業生評議員」という。)の推薦は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会から選出する者とする。

2 施行細則第 7 条第 2 項の規定による評議員(以下「卒業生評議員」という。)の選出は、前項に該当する者を除く東京薬科大学又はその前身校を卒業した年齢 25 年以上の者から選任された者とし、同一人を重複して選出することは出来ない。投票の方法は、A 群区及び B 群区は 4 名以内(男女 2 名ずつ以内)、C 群区は 2 名以内(男女 1 名ずつ以内)、D 群区は 2 名以内の連記投票とし、それ以外の投票は無効とする。

3 前第 1 項及び前第 2 項の規定により選出された者について、施行細則第 3 条第 4 項の手続きを経て卒業生評議員を選任するものとする。

(公募人数の明示)

第 4 条 施行細則第 7 条第 2 項の規定による卒業生評議員の選出は、施行細則第 8 条に定める各群別区分ごとにその選任を要する人数を明示して候補者を公募する。

(公募の掲載)

第 5 条 前第 4 条に規定する公募の方法及び公募の内容は、本学が発信する東京薬科大学広報号外及び本学ホームページに掲載する。

(立候補の届出)

第 6 条 施行細則第 7 条第 2 項の規定による卒業生評議員に立候補する者は、定められた期日までに評議員選任管理委員会に本学所定の申込書に必要事項を記入し、その他申込書に記載された必要書類を添え、立候補届を提出しなければならない。

2 立候補者は、東京薬科大学又はその前身校を卒業した年齢 25 年以上の者で、この法人の職員でない者とする。

- 3 立候補届は、卒業生 10 人以上の推薦書を添付するものとする。
- 4 立候補の申込書や他の必要書類において著しい不備あるいは誤った記載があった場合、立候補者はその資格を失うものとする。
- 5 前第 1 項の届出がない場合、又は届出数が定員を欠く場合には、次に定める第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、第 10 条に定める選考方法による。

(立候補者の推薦)

第 7 条 施行細則第 7 条第 2 項の規定による立候補者の推薦は、立候補者の属する群別区においてその同群別区に属する者が 1 名を推薦することができる。

- 2 推薦人は立候補者となることはできない。
- 3 本学の職員は推薦人となることはできない。

(選挙人及び選出方法)

第 8 条 施行細則第 7 条第 2 項の規定による卒業生評議員の選出に係る選挙人は、東京薬科大学又はその前身校を卒業した者で、この法人の職員でない者とする。

2 前第 4 条の定めるところにより、立候補した者のうちから同群別区分に属する選挙人の投票によりその得票数の多い順に定数の評議員予定者を選出する。

(選挙運動)

第 9 条 本選挙にあたって、選挙人及び被選挙人は、選挙運動について、良識ある判断に基づき行動しなければならない。

- 2 選挙人及び被選挙人は、特定の個人又は容易に特定の個人を連想させる事柄について、誹謗中傷してはならない。
- 3 立候補者及び推薦者は、本学ホームページを利用して、立候補者の所信を卒業生に広く伝えることができる。

第 4 章 雑則

(卒業生評議員の選考委員会)

第 10 条 前第 6 条第 5 項により、施行細則第 7 条第 2 項の規定による卒業生評議員の選任のため、卒業生評議員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設ける。

2 前項の選考委員会は、委員 7 名以内をもって構成し、選考委員の互選により委員長を定める。その議事は委員総数の過半数の同意をもって決する。

3 前項の委員は、前第 8 条第 1 項に定める卒業生評議員の選出に係る選挙人のうちから理事長が推薦し、理事会で決定する。選出された委員は、卒業生評議員になることはできない。

4 選考委員会により選出された者について、施行細則第 3 条第 4 項の手続きを経て卒業生評議員を選任するものとする。

(評議員選任管理規程との関連)

第 11 条 前各条に定めるもののほか、評議員選任の実施に関する細目については、別に定める学校法人東京薬科大学評議員選任管理規程によるものとする。

附 則

この規則は、平成 31 年 3 月 13 日から施行する。

4. 学校法人東京薬科大学評議員選任管理規程

平成 31 年 3 月 13 日改正

(目的)

第 1 条 学校法人東京薬科大学寄附行為施行細則(以下「施行細則」という。)第 3 条に基づき、職員評議員の選任並びに施行細則第 7 条第 2 項の規定による卒業生評議員に係る立候補者の受付及び卒業生評議員予定者の選任に関する施行細目を次のとおり定める。

(管理委員会委員の委嘱)

第 2 条 理事長は、在任中の評議員の任期が満了となる日の 180 日前までに、施行細則第 3 条第 1 項の規定による所定の手続きを経て、管理委員会委員若干名を委嘱しなければならない。

(評議員選任の公告及び評議員選任実施要領の交付)

第 3 条 管理委員会は、職員評議員の選任においては、在任中の評議員の任期が満了となる日の 60 日前までに、卒業生評議員の選任においては、在任中の評議員の任期が満了となる日の 150 日前までに、次期評議員選任の実施についての公告をしなければならない。

2 公告の方法は、東京薬科大学広報号外及び本学ホームページに掲載するものとし、管理委員会の名において評議員選任の実施を宣するとともに、次の各号について示すものとする。

- (1) 寄附行為第 25 条第 1 項第 4 号の規定による評議員(職員評議員)の選出に係る投票日
- (2) 施行細則第 7 条第 2 項の規定による評議員(卒業生評議員)の選出に係る手続きの日程
 - イ 立候補届出の期限
 - ロ 投票の期限
 - ハ 評議員選任の期限

3 前第 2 項における各日程は、次の各号を基準として設定する。

- (1) 前項第 1 号の期日 公告後 10 日を経過した後、適当な時期
- (2) 前項第 2 号
 - イの期限 公告後 60 日以内
 - ロの期限 公告後 130 日以内
 - ハの期限 施行細則第 3 条第 3 項の規定により公告後 150 日以内

4 管理委員会は、第 2 項の公告と同時に「学校法人東京薬科大学評議員選任実施要領」を作成し、これを選挙人その他評議員選挙関係者に遅滞なく交付しなければならない。また、本学ホームページにその内容を掲載するものとする。

(選出の管理)

第 4 条 職員評議員、施行細則第 7 条第 2 項の規定による卒業生評議員の立候補及び選出の管理は、次の各号によるものとする。

- (1) 卒業生評議員の立候補届の管理を行う。
- (2) 投票用紙は、管理委員会において管理する。
- (3) 投票された評議員の投票用紙はそのまま、鍵のかかる投票箱又は保管庫に開票時まで保管する。
- (4) 職員評議員及び施行細則第 7 条第 2 項の規定による卒業生評議員の選挙の開票は、同日に行う。管理委員会は、開票にあたって本学職員の中から本人の承諾を得て開票立会人 3 名を定める。
- (5) 管理委員会は、開票立会人立ち会いの下に投票箱を開き、投票総数を計算し、確認する。疑問票については管理委員会が即時決定する。
- (6) 定数を超えて同一得票数の者があった場合は、抽選によって決するものとする。抽選の方法は、該当者数の札を箱に入れ、開票立会人の指名した者がこれを引くものとする。
- (7) 選挙人は、管理委員会の許可を得て、開票につき参観することができる。
- (8) 管理委員会は、選挙の結果を指定された日時までに理事長に報告するとともに、当選者を学内に掲示し、当選証書を付与する。

(9) 選挙結果については、関係者からの求めがあれば閲覧を許可できる。ただし、この期間は学内掲示の日より1か月間とする。

(10) 投票後の投票用紙の保管は、開票後2か月間とする。

(職員評議員予定者の選出)

第5条 管理委員会は、職員評議員の選出に係る投票日の20日前までに、投票の実施について職員掲示板に公示しなければならない。

2 前項の公示と同時に、選挙人名簿及び被選挙人名簿並びに不在者投票の日時、場所について掲示するとともに、「職員評議員の選出要領」を作成し、これを職員評議員選挙人に交付しなければならない。

(卒業生評議員立候補者の選出)

第6条 管理委員会は、全卒業生に対し、施行細則第7条第2項の規定による卒業生評議員候補者募集要項を送付するとともに、本学ホームページに、その内容を掲載するものとする。

2 立候補届は郵送(簡易書留ないし書留)も受け付けるが、期限を過ぎて到着した立候補届は受理しない。(期限内必着)

3 管理委員会は、前項の届出を締め切った後、群別区分に定める各区分ごとに立候補者の選出を行うものとする。

4 群別区分の立候補者が定数に満たない場合及び同数の場合は、その区分での立候補者は、無投票により卒業生評議員予定者となる。

5 群別区分の立候補者が定数に満たない場合には、直ちに理事長に報告し、理事長は速やかに卒業生評議員の選考委員会を組織する。

6 選考委員会は、前号での不足数を補充選出し、すみやかに管理委員会に報告する。

(卒業生評議員予定者の選出)

第7条 管理委員会は、施行細則第7条第2項の規定による卒業生評議員立候補者名簿を本学ホームページに掲載し、その旨を全卒業生に通知しなければならない。また、卒業生の求めに応じて名簿を送付する。管理委員会は通知とともに投票用紙を送付し、また投票締切期限までに到着した投票用紙を管理する。ただし、立候補者が定数に満たない場合及び同数の群別区分に該当する卒業生には、投票用紙は送付しない。

2 投票期限が過ぎて到着した投票用紙は受理しない。(期限内必着)

附 則

この規則は、平成31年3月13日から施行する。

**学校法人 東京薬科大学
評議員選任管理委員会事務局**

学校法人東京薬科大学総務部総務課内

電話 : 042-676-6702 (月曜～金曜日 8:45～17:00 (祝日を除く))

E-mail : senkyo24@toyaku.ac.jp